

ありとし 有年家



文化15年(1818)まで、赤穂藩下の8つの庄屋をとりしきる大庄屋であった有年家は、先祖が相模地方の出で、南北朝時代には九州在住の武将であった。名を渋谷と名乗り、後に播磨の赤松円心の幕下に入る。

13世の市右衛門が有年に住みついたときは、浪人の身で酒造業を営んだというが、孫の良左衛門の代に大庄屋となり、領地騒動の解決に功績あったことが認められ、寛政8年(1796)有年の姓を受け帯刀を許された。文化末年以後は、有年宿の本陣である柳原家が、大庄屋をつとめていたが、本陣のつとめが忙しいときには、有年家が、大庄屋職を代行した記録も残っている。

建物の建築年代

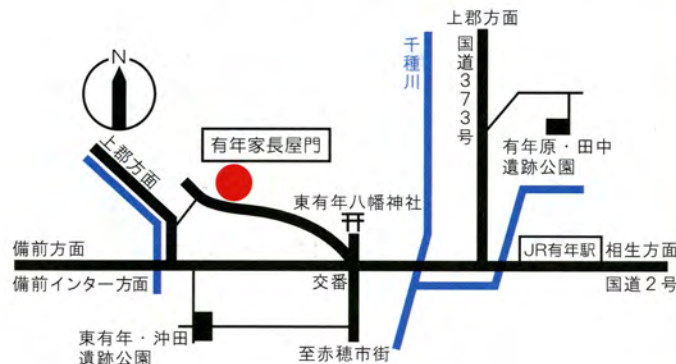
現在の建物は、本家の隠居所として建てられたものだが、次第に有年家の正統となり代々庄屋を受けついで現在に至った。

当地へは享和2年(1802)の移住とも伝えられ、主屋は寛政11年(1799)の建築着手と伝聞されているほか、文化年間(1804~1818)にさまざまな増改築があったという。現在も、屋敷には寛政12年(1800)や文化11年(1814)の古鬼瓦が保管されており、この伝聞の時期に建物が建築されたことを裏づける貴重な資料となっている。

見学案内

交通

J R山陽本線「有年駅」から国道2号を西へ2.5 km
山陽自動車道「備前I.C.」から国道2号を東へ14 km



お願い

- ・建造物に手を触れたり、傷をつけないでください。
- ・建造物内での写真撮影はご遠慮ください。
- ・長屋門及び屋敷内での飲食、喫煙、飲酒はご遠慮ください。
- ・屋敷内は私生活区域ですので、長屋門以外には立ち入らないでください。



有年家から眼下を望む

赤穂市指定文化財

ありとし 有年家長屋門



〒678-1185

赤穂市東有年632番地

平成十七年度修補

長屋門の性格

長屋門とは

長屋門とは、近世大名の武家屋敷門として江戸時代に多く建てられたもので、家臣や士分、門番などを住まわせるための長屋をもつ門である。長屋には番所を設け、出格子窓（武者窓、与力窓）などがつき、門扉は中央の両開きの大扉と脇の潜戸で戸締りされた。屋根は主に入母屋造か切妻造で本瓦葺が多く、壁は外側に漆喰大壁で腰板張にする事例が多い。こうした門の規模や構造は、身分制限が厳しかった江戸時代において、大名の格式や禄高によって規格が定められていた。

民家の長屋門

長屋門は、武士階級のほか地方の郷士や名主、由緒ある旧家には特別に許され、江戸中期以降は、名主や庄屋といった名門クラスが盛んに建てたようである。しかし、民家の長屋門は構造が簡素で、納屋にしたり、隠居部屋や下男部屋に使うのが通例であった。

有年家長屋門は、近世大庄屋の正門としては標準的な規模や構造ではあるが、高さ約2.5mの石垣の上に建てられ、門扉へつづく市広の石階段など、大庄屋としては立派な格式を強く印象づけている。

有年家長屋門

有年家長屋門の意義

江戸時代の東有年は、東西を結ぶ山陽道の街道交通と、南北に流れる千種川の河川交通の交差点であり、西播磨地方最大の宿駅「有年宿」として繁盛した。しかし、明治以降は近代的な交通制度の変動に伴い、純農村へと変貌していった。そのため、宿場町の面影を残す建築遺構はほとんど残っていない。

有年家長屋門は、高い石垣の上に建つ江戸期の庄屋の建築遺構として、また有年宿の盛況時の面影を残した建物として貴重である。また、赤穂市内における近世の長屋門遺構は、国史跡の赤穂城内以外には、この有年家長屋門しか現存していない。このように、江戸期の長屋門遺構として景観的、歴史的に貴重であることが認められ、平成15年(2003)4月22日に、赤穂市指定有形文化財(建造物)に指定された。

保存修理工事

文化財指定後、平成17年(2005)から18年(2006)にかけて保存修理工事が行われた。工事は痕跡調査、発掘調査、文献調査、聞き取り調査等をもとに、文化財にふさわしい復原が行われた。特に、表の道路側正面の景観を当初の状態に復原することで、より一層文化財的価値を高め、邸内の景観と一体感を取り戻すことができた。

有年家長屋門の概要

構造形式

- ・長屋門 木造平屋建
(長屋門部：平屋 その他：ツシ二階)
- ・入母屋棧瓦葺(当初：本瓦葺)
東側に片流れ下屋付(間口二間・奥行半間)
- ・南西端塀に接し、北側は落ち棟の納屋が連結する。

延面積

門部 22.73㎡、部屋 28.94㎡、下屋 3.97㎡
合計 55.64㎡



丹念に造られた長屋門の壁内部(小舞)

